

1 平均給与額を算定するに当たって

(1) 平均給与額

平均給与額は、被災職員の1日の給与の平均額を意味するものであり、災害補償の額は、療養補償及び介護補償を除きすべてこの平均給与額を算定の基礎として、これに一定の割合又は日数を乗ずることにより決められるものです。

この平均給与額の算定は、実質的には、被災職員の所属部局等においてなされるものであり、各団体の担当者は、その算定に当たっては、細心の注意を払う必要があります。

なお、平均給与額算定書の内容を基金支部で確認するため、任命権者は次のような資料を平均給与額算定書に添付する必要があります。

ア 給料表

算定書に記載されている給料の金額が確認できる給料表の写し（給料を記載する欄が5か所あるもので、それぞれ適用される給料表が異なれば、適用されている全ての給料表を添付する必要があります。）

イ 給与支給明細書

算定書に記載されている各月給与の支給額が確認できる明細書の写

ウ 出勤簿

算定書に記載されている勤務した日数及び控除日数を確認できる出勤簿等の写（出勤簿等がない場合は、これらの日数を証明する文書を提出する必要があります。）

エ 寒冷地手当の算定方法の比較資料

寒冷地手当がある場合には、暫定基準と新基準との両方の算定方法で計算をした結果を比較した資料

(2) 平均給与額の算定の基礎となる給与の種類

平均給与額の算定の基礎となる給与の種類としては、給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、管理職員特別勤務手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準じる手当を含む。）、へき地手当（これに準じる手当を含む。）、農林漁業改良普及手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、寒冷地手当及び地方公営企業職員に支給される手当（臨時に支給されるもの及び寒冷地手当に相当するもの以外の3月を超える期間ごとに支給されるものを除く。）があります（臨時的な給与である期末・勤勉手当は含まれません。）。

なお、常勤的非常勤職員の場合の給与は、前記の給与に相当する給与とされています。

(3) 平均給与額の算定方法

ア 算定方法の種類

平均給与額は、被災職員の平常時における給与、すなわち被災しなければ得られるであろう給与の額を算定の基礎とするため、原則として被災直前の給与の額をその算定の基礎としています。

しかし、採用日に災害を受け現実に支払われる給与がない場合や、災害発生の日以前に長期にわたり病気欠勤の期間があり、たとえ給与が支払われていても、平常時における給与として正当に評価できない場合などは、算定に当たり諸々の問題が生ずる場合が考えられます。

また、災害発生時点において算定した平均給与額が仮に妥当なものであったとしても、災害発生後

長期間にわたり療養している場合や、その後、障害を残した場合等には、その間のベースアップ等の給与水準が反映されないものとする公平を欠くことになる場合も考えられます。

そこで、一般的な算定方法として①原則計算（法第2条4項本文）②最低保障計算（法第2条4項ただし書）③控除計算（法第2条6項）、特殊な場合の算定方法として④過去3月間に支払われた給与がない場合等の計算（規則第3条1項）⑤採用の日に災害を受けた場合の計算（規則第3条2項）、補償を行うべき事由が生じた日における（給与改定を反映させる）算定方法として⑥比較計算（規則第3条3項）の6種類の算定方法が定められています。

なお、上記の計算方法によっても、なお公平を欠く場合等の算定方法等（以下「その他の計算方法」という。）として⑦災害発生の日の属する年度の翌々年度以降に補償を行うべき事由が生じた場合の計算（規則第3条4項）⑧職員の離職後に補償を行うべき事由が生じた場合の計算（規則第3条5項）⑨最低保障額（規則第3条6項）等が定められています。

イ 算定に当たって特に注意すべき事項

「⑥比較計算（規則第3条3項）」については、全ての場合に実施する必要があり、平均給与額は、上記のいずれか一つの方法によればよいというわけではなく、個々の事例に応じ2つ以上の方法により決定されることが通例です。

算定方法の組合せ（その他の計算方法を除く。）を図示すれば、次のとおりとなります。

たとえば、給与法令上その職員について決定されている給与（基本的給与（給料、扶養手当、調整手当、特地勤務手当等）の外に、時間外勤務手当及び宿日直手当等、日又は時間の実績に基づいて支給される給与を受けている職員の平均給与額を算定する際の組合せは、図のケース2であり、原則計算、最低保障計算及び比較計算を行うこととなります。

なお、算定された平均給与額に1円未満の端数が生じた場合には、これを1円に切り上げることとされています。なお、計算途中においては端数処理を行いません。

適用条項等		ケース						
		1	2	3	4	5	6	7
(1) 原則計算	(法第2条第4項本文)	○	○	○	○			
(2) 最低保障計算	(法第2条第4項ただし書)		○		○		○	
(3) 控除計算	(法第2条第6項)			○	○	○	○	
(4) 過去3月間に支払われた給与がない場合等の計算	(規則第3条第1項)					○	○	
(5) 採用の日に災害を受けた場合の計算	(規則第3条第2項)							○
(6) 比較計算	(規則第3条第3項)	○	○	○	○	○	○	○
(注) ① ○印は必ず行うべき平均給与額の算定方法 ② ケースの1から7までは、下記各号を示し、表側の適用条項は、それぞれケースに応ずる算定の法令根拠を示すものである。 1 給与の全部が基本的給与の場合 2 給与の全部又は一部が日額等で支払われている場合 3 過去3月間に療養等のため勤務することができなかった日が含まれている場合 4 2及び3が競合する場合 5 採用の日の属する月に災害を受けた場合等 6 2及び5が競合する場合 7 採用の日に災害を受けた場合 なお、災害発生日の属する年度の翌々年度以降に補償を行うべき事由が生じた場合には、(1)～(5)の計算で得られた額にスライド率を乗じる計算（規則第3条第4項）を行います。 また、上記の各ケースによる平均給与額が、規則第3条第6項の最低保障額に満たない場合は、当該保障額を平均給与額とする。また、年金たる補償は法第2条第11項で、休業補償については同条第13項で年齢階層ごとの平均給与額の最低・最高限度額が定められている。								